

# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次(\*については県例規集登載事項) (取扱課室名) ページ 〇 規則 \*11 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課).....1 〇 人事委員会規則 \*4 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 13 〇 教育委員会規則 \*3 和歌山県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正す る規則 . . . . . 13 \*4 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 . . . . . 16 〇 告示 (障害福祉課).....17 179 身体障害者福祉法による医師の指定 180 労働条件等実態調査の実施 (労働政策課)..... 18 181 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課).....19 ( ") ..... 19 182 " 183 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 (資源管理課).....20 (道路保全課).....20 184 道路の区域変更 *"* )..... 20 185 道路の供用開始 (砂防課).....20 186 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( ") ..... 21 187 *"* ( ") ..... 22 188 " ( ") ..... 23 189 " ( ") ..... 25 190 " 〇 公安委員会告示 7 游泳区域の指定 .... 27 ..... 28

# 規 則

#### 和歌山県規則第11号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成15年和歌山県規則第108号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

林業·木材産業改善資金貸付資格認定申請書

(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

囙

会社その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

#### 1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、それぞれ添付する別紙を選択すること。

#### 2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、それぞれ添付する 別紙を選択すること。 3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高

円(年月日現在)

	総事業費	~ 0			資金内訳	
区分		~ ?	計	改善	その他の	自己
		}		資金	借入金	資金
年度		3				
年度		~ ?				
年度						
年度		3				
		3	3			

Γ^	~~~~~	~~~~~~	~~~~~~	~~~	}	۲ <sub>۱</sub>	~~~~~~	 	
	合計				}				

- (注) 1 区分の欄には、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実 施、作業路の開設、立木の購入等)を記載すること。また、改善措置に係る具体 的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業 の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
  - 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及 び資金内訳を記載すること。
  - 3 上記2に該当する場合、総事業費の計の欄の数値は、別紙4、別紙5、別紙6 又は別紙7の所要額の欄の数値と一致させること。
  - 4 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超え るものとする場合は、各法律の特例に該当する旨を証明する書類(事業計画の認 定書の写し等)を添付すること。
  - 5 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1 (林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

#### 1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従 業 員 数	人	人
(個人の場合にあっては、家族	( 人)	( 人)
従事者数を内書きすること。)		
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本整備の状況		
生産等の状況		
年 間 収 入	万円	万円
(法人の場合にあっては、年間		
売上高)		
年 間 所 得	万円	万円
(法人の場合にあっては、年間		
営業利益)		

- (注) 1 資本整備の状況の欄には、事業実施に必要な主な施設、機械器具等の設置状況 について記載すること。
  - 2 生産等の状況の欄には、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
  - 3 年間収入の欄及び年間所得の欄には、林業又は木材産業に係るものを記載する こと。

#### 2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状(年度)	目 標 ( 年度)	1との関係

(注) 1 改善項目の欄には、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

- 2 現状の欄及び目標の欄には、申請時点における改善項目の現状及びそれに係 る年度並びに改善措置計画終了時点の目標及びそれに係る年度を原則として数 値で記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を設け、年度ごとの 目標を記載すること。
- 4 1との関係の欄には、林業・木材産業改善措置の具体的目標と1で記載する 年間収入又は年間所得との関係を記載すること。

別紙2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

#### (林業労働従事者用)

項目		現	状	(	年度)		目	標	(	年度)	
年間従事日	数					日					日
保有安全衛生加	施設										
	_										
労働災害防	止										

- (注) 1 労働災害防止の欄には、申請時点における災害による労働損失日数等の労働 災害防止に係る現状及びそれに係る年度並びに改善措置計画終了時点の目標及 びそれに係る年度を記載すること。
  - 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を設け、年度ごとの目標を記載すること。

#### (雇用主(個人を含む。)用)

項目	現	状	(	年度)		I	標	(	年度)	
従 業 員 数					人					人
年間延べ雇用量										
保有安全衛生施設										
労働災害防止										

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

The state of the s	Т
2 労働災害防止の欄には、申請時点における災害による労働損失日数等の労働	
災害防止に係る現状及びそれに係る年度並びに改善措置計画終了時点の目標及	
びそれに係る年度を記載すること。	
3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を設け、年度ごとの	
目標を記載すること。	

別紙3 (林業労働に従事する者の確保を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現	状	(	年度)		目	標	(	年度)	
従 業 員 数					人					人
年間延べ雇用量										
保有福利厚生施設										
労働従事者の確保										

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
  - 2 労働従事者の確保の欄には、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に 占める若年(例えば 40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現 状及びそれに係る年度並びに改善措置計画終了時点の目標及びそれに係る年度 を記載すること。
  - 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を設け、年度ごとの 目標を記載すること。

別紙4 (機械・施設の導入の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

	項	目		現在設置して	いる機	<b>&amp;械・</b>	施設	導入機	械・施	設	
目			的								
機相	滅・カ	施設名	等								
規	格 •	能力	等								
導	入	時	期	購入	年	月	日	設置予定	年	月	日
台			数				台				台
単			価		_						円
所	Ē	要	額		_						円
そ	0	り	他	処分方法(廃棄	<ul><li>下取</li></ul>	<ul><li>継続</li></ul>	売使用)	①更新・新規			
								②新品・中古(		年	製造)
								③購入・賃貸			

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成し、導入する機械又は施設が複数ある場合は、表を追加又は加工するなどして様式を変更すること。
  - 2 機械・施設名等及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は、記載を省略することができる。
  - 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5 (森林施業の実施に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

						_	<u> </u>							
項				内	容									
Ħ	的													
施業対象	象森林の概要	別紙のとおり												
			作業種別の事業計画											
作業種	森林の位置	事業開始時期	齢 級	面積	材積	延長	所要額							
		~終了時期					川安領							
間伐														
	計													
複層伐														
	計													
作業路														
の開設														
・改良	計													

[	~~~~~		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~	 ~~~~~	 
	合	計				

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成すること。
  - 2 施業対象森林の概要は、所在地、現況(樹種別、林種別又は齢級別の面積及 び蓄積)を別紙に記載し、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6 (立木取得を行う場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

	伐採対象立木										取得	取得	
立木所	立	木の位	置		立木の樹種、樹齢及び材積							対象	所要額
有者の	市町村	地番	林小班	,	人工林 天然林 計					年月	立木		
氏名				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積	目		
	~~~~~				·····		~~~~			·····		~~~~	·····

	 <b>/</b>	 ·····	<b></b>	<b></b>	 	 	 	
計								

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成 すること。
  - 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
  - 3 林小班ごとに記載すること。
  - 4 樹種及び樹齢が複数のものについては、主たるものを記載すること。
  - 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき、○印を付すこと。
  - 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を 変更すること。
  - 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
  - 8 木材加工業者と締結した木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙7 (その他の取組の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

	項	目		内	容		
• 研	修						
• 指	導又に	は助言	Î				
• 調	查						
• そ	の他						
実	施	時	期		年	月	日
所	要	Ę	額				円

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成 すること。
  - 2 該当する項目に○印を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的及び研修等の内容(受講先、受講名等)を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 人事委員会規則

#### 和歌山県人事委員会規則第4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年6月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正後		改 正 前						
別	表(第2条関係)		別	別表(第2条関係)						
	区分	団体の名称		区分	団体の名称					
	略			略						
	条例第2条第1項第 2号に該当する団体 地方公共団体金融機構 一般社団法人2025年日 本国際博覧会協会			条例第2条第1項第 2号に該当する団体	略 地方公共団体金融機構					

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

和歌山県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則 和歌山県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成8年和歌山県教育委員 会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記第1号様式(第3条関係)(表)	別記第1号様式(第3条関係) (表)
略	略

(注) 1

用紙の大きさは、<br/>
日本産業規格A4 とする。 (裏)

略

別記第2号様式(第4条関係)

聴聞の期日 変更申出書 弁明の日時

和歌山県教育委員会 様

略

(注) 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。

別記第3号様式(第4条関係)

略

(注) 1 略

用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。

別記第4号様式(第5条関係)

代理人資格証明書 和歌山県教育委員会 様 略

(注)

用紙の大きさは、日本産業規格A4 とする。

別記第5号様式(第5条関係)

代理人資格喪失届出書

和歌山県教育委員会 様 略

(注) 1

用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4 とする。

別記第6号様式(第6条関係)

参加許可申請 略 略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4と

別記第7号様式(第7条関係)

文書閲覧請求書 略 和歌山県教育委員会 様 略

用紙の大きさは、日本産業規格A4と する。

(注) 1

用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4 とする。

(裏)

略

別記第2号様式(第4条関係)

聴聞の期日 変更申出書

弁明の日時

和歌山県教育委員会 殿

(注) 1 · 2

3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4 とする。

別記第3号様式(第4条関係)

(注) 1 略

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。

別記第4号様式(第5条関係)

代理人資格証明書 和歌山県教育委員会 殿 略

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。

別記第5号様式(第5条関係)

代理人資格喪失届出書 和歌山県教育委員会 殿

(注) 1

略

用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4 とする。

別記第6号様式(第6条関係)

参加許可申請 略 略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4と

別記第7号様式(第7条関係)

文書閲覧請求書 和歌山県教育委員会 殿 略

用紙の大きさは、日本工業規格A4と する。

和歌田宗報 第13万	节和元年 0 月 25 日(火唯日)
Estados a El Districto de El Serio	THE STATE OF THE S
別記第8号様式(第9条関係)	別記第8号様式(第9条関係)
略	略
(注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 4 とする。	(注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A 4 とする。
別記第9号様式(第9条関係)	別記第9号様式(第9条関係)
還 付 請 書	還 付 請 書
様	殿
略	略
<ul><li>(注) 1 略</li><li>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4</li><li>とする。</li></ul>	(注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A <i>と</i> とする。
川記第10号様式(第10条関係)	別記第10号様式(第10条関係)
補佐人出頭許可申請書略	補佐人出頭許可申請書略
様	殿
略	略
(注) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4と する。	(注) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4 する。
別記第11号様式(第14条、第17条関係)	別記第11号様式(第14条、第17条関係)
略	略
(注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 4 とする。	(注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A と とする。
別記第12号様式(第15条関係) (表)	別記第12号様式(第15条関係) (表)
略	略
(注) 1~3 略 4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 4 とする。	(注) 1~3 略 4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A と とする。
(裏)	(裏)
略	略
川記第13号様式(第15条関係)	別記第13号様式(第15条関係)
略       和歌山県教育委員会 様       略       聴 聞 報 告 書       略	略     和歌山県教育委員会 殿       略     聴 聞 報 告 書       略
(注) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4と する。	(注) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4 する。
別記第14号様式(第16条関係)	別記第14号様式(第16条関係)
聴聞調書等閲覧請求書	聴聞調書等閲覧請求書
略	略

略

略

(注) 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4と する。

別記第15号様式(第18条関係)

略

(注) 1・2 略3 用紙の大きさは、<a href="#">日本産業規格A4</a>とする。

略

別記第16号様式(第20条関係)

略

(注) 1 略2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A 4 とする。

(注) 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4と する。

別記第15号様式(第18条関係)

(表)

略

(注) 1・2 略3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。(裏)

略

別記第16号様式(第20条関係)

略

(注) 1 略2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記第2号様式、別記第4号様式から別記第7号様式まで、別記第9号様式、別記第10号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成13年和歌山県教育委員会規則第20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(公文書の開示の実施の方法)

第8条 略

2 • 3 略

4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例 第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は 、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) • (2) 略

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、教育委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) により行うことができるものア〜エ 略

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業 規格X0606及びX6281に適合する直径120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再 生することが可能なものに限る。)に複写 したものの交付 改正前

(公文書の開示の実施の方法)

第8条 略

2 • 3 略

4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例 第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は 、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) • (2) 略

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、教育委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるものアベエ・略

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業 規格X0606及びX6281に適合する直径120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再 生することが可能なものに限る。)に複写 したものの交付 カ 当該電磁的記録を光ディスク(<u>日本産業</u> 規格X6241に適合する直径120ミリメート ルの光ディスクの再生装置で再生すること が可能なものに限る。)に複写したものの 交付

カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業 規格X6241に適合する直径120ミリメート ルの光ディスクの再生装置で再生すること が可能なものに限る。)に複写したものの 交付

5~8 略

5~8 略

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

# 告示

#### 和歌山県告示第179号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。 令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

								ر <i>د</i>		リハル					. [	<del>-</del> '	Ψ'
指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関	指定	視	聴	平	音声	かってし	たる! 肢	心	章害(	が極	類 又ぼ はう	小	免	肝
11 VC COMPA			の所在地	年月日	覚	覚	衡	言語	しゃく	体	臓	臓	吸	は直腸	腸	疫	臓
坂頭美智子	腎臓内科	海南医療センター	海南市日 方1522-1	令和 元. 6. 13								0					
宮前吉宏	耳鼻咽喉 科	公立那賀病院	紀の川市 打田1282	令和 元. 6. 13		0	0	0	0								
岩畔哲也	循環器科	紀南病院	田辺市新 庄町46-7 0	令和 元. 6. 13							0						
里神慶亮	循環器内 科	新宮市立医療 センター	新宮市蜂 伏18-7	令和 元. 6. 13							0						
倉本朋未	泌尿器科	新宮市立医療 センター	新宮市蜂 伏18-7	令和 元. 6. 13										0			
佐藤竜輔	内循科糖科老呼科アー小科環 尿 年吸 レ科児 トリカー お内 おりまり おりまり おりまり かいりん おりまり かいがい おいい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい	ふるさと内科 クリニック	岩出市西 安上62-1	令和 元. 6. 13							0						
林部章	消化器外	紀和病院	橋本市岸 上18-1	令和 元. 6. 13										0	0		0
宮本武	眼科	トメモリ眼科 ・形成外科い わで宮本クリ ニック	岩出市中 黒1-3	令和 元. 6. 13	0												
平松政高	内科 呼吸器内 科 アレルギ 一科	ひらまつクリニック	岩出市高 塚53-4	令和 元. 6. 13									0				

#### 和歌山県告示第180号

和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号)第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査の名称及び目的
  - (1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、 労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する 事業所

- ア D 建設業
- イ E 製造業
- ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業
- エ G 情報通信業
- 才 H 運輸業,郵便業
- カ I 卸売業, 小売業
- キ J 金融業,保険業
- ク K 不動産業, 物品賃貸業
- ケ L 学術研究,専門・技術サービス業
- コ M 宿泊業,飲食サービス業
- サ N 生活関連サービス業,娯楽業
- シ 0 教育,学習支援業
- ス P 医療,福祉
- セ Q 複合サービス事業
- ソ R サービス業 (他に分類されないもの)
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
  - ア 事業所の現況
  - イ 採用、賃金、休暇の状況
  - ウ 多様な働き方の導入状況
  - エ 高齢者雇用の有無等
  - オ 育児及び介護休業制度の利用状況等
  - カ パートタイム労働者の雇用状況
  - キ 女性の活躍促進
  - ク 労務管理の状況
- (2) 基準となる期日

令和元年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所(県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所)
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約750事業所
- 5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から令和元年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、令和元年9月30日まで期間を延長するものとする。

#### 和歌山県告示第181号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第182号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第183号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 和歌浦及び那智

#### 和歌山県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
日高郡由良町大字大引字田子谷 大平赤バイノ内961番579地内	旧	6. 21	73. 90	
同上	新	9. 47	69. 30	

#### 和歌山県告示第185号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番579地内

供用開始の期日 令和元年6月25日

#### 和歌山県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 区域として指定する。 令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

野田原川右支渓 (2-324-2-901) 、最上 (102) (I-20062) 、最上 (105) (II-20297) 、最上 (108) (II-20300) 、最上 (109) (II-20301) 、最上 (112) (II-20303) 、最上 (113) (II-20304) 、最上 (116) (II-20307) 、最上 (117) (II-20308) 、最上 (118) (II-20309) 、最上 (119) (II-20310) 、最上 (120) (II-20311) 、最上 (121) (II-20312) 、最上 (122) (II-20313) 、最上 (123) (II-20314) 、最上 (124) (II-20315) 、最上 (125) (II-20316) 、最上 (126) (II-20317) 、最上 (127) (II-20318) 、最上 (128) (II-20319) 、最上 (129) (II-20320) 、最上 (130) (II-20321) 、最上 (131) (II-20322) 、最上 (136) (II-20327) 、最上 (137) (II-20328) 、最上 (138) (II-20064) 、最上 (139) (II-20065)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設 部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 十砂災害警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域の名称

最上(103) (Ⅱ-20295)、最上(104) (Ⅱ-20296)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設 部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称印南川左支渓(5-390-1-021)、印南川左支渓(5-390-1-023)、印南川左支渓(5-390-1-024)、印

南川左支渓(5-390-1-026)、印南川右支渓(5-390-2-004)、印南川左支渓(5-390-2-090)、印南川左支渓(5-390-2-091)、切目川右支渓(5-390-2-095)、大洲(I-1213)、大谷口(I-1214)、東山口(I-1215)、山口1(I-4103)、山口2(I-4104)、山口6(Ⅱ-5180)、山口5(Ⅱ-5184)、山口9(Ⅲ-2776)、山口12(Ⅲ-2788)、山口(101)(I-50223)、山口(102)(I-50224)、山口(103)(I-50225)、山口(104)(I-50226)、山口(106)(Ⅱ-50511)、山口(107)(Ⅱ-50512)、高垣(I-1245)、西の地(I-1248)、元村(I-1249)、西ノ地(II-5197)、西ノ地(102)(II-50517)、西ノ地(103)(II-50518)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域の名称 印南川左支渓 (5-390-1-022) 、印南川左支渓 (5-390-1-025) 、山口 (105) (Ⅱ-50510) 、西ノ地 (101) (Ⅱ-50513) 、西ノ地 (107) (Ⅱ-50519)
  - (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり
  - (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 区域として指定する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

江川支渓(5-384-1-030)、江川支渓(5-384-1-031)、笹の谷(5-384-1-032)、江川支渓(5-384-2-031)、江川支渓(5-384-2-032)、江川支渓(5-384-2-033)、江川支渓(5-384-2-034)、大滝川支渓(5-384-2-035)、大滝川支渓(5-384-2-038)、猪内川支渓(5-384-2-041)、猪内川支渓(5-384-2-041)、猪内川支渓(5-384-2-047)、猪内川支渓(5-384-2-048)、室河川(5-384-1-012)、室河川左支渓(5-384-1-013)、古池谷(5-384-1-014)、日高川右支渓(5-384-2-011)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-011)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)、日高川右支渓(5-384-2-013)

014) 、三津ノ川 (Ⅰ-1003) 、山野大滝川1 (Ⅰ-3974) 、山野大滝川2 (Ⅰ-3975) 、山野三津川1・三 津ノ川(Ⅱ-4221)、山野三津川2・三津ノ川(Ⅱ-4222)、山野2(Ⅱ-4223)、山野三津川3(Ⅱ-422 4) 、山野大滝川9 (Ⅱ-4230) 、四十垣内 (Ⅱ-4231) 、山野大滝川10 (Ⅱ-4232) 、三津ノ川 (Ⅱ-423 3)、山野大滝川3(Ⅱ-4235)、山野大滝川4(Ⅱ-4236)、山野大滝川5(Ⅱ-4237)、山野大滝川6 (Ⅱ-4238)、山野三津川4(Ⅱ-4297)、山野大滝川11(Ⅲ-2588)、山野(111) (I-50219)、山野 (112) (I-50220)、山野(113) (I-50221)、山野(114) (I-50222)、山野(115) (Ⅱ-5050 3)、山野(116) (Ⅱ-50504)、山野(117) (Ⅱ-50505)、山野(118) (Ⅱ-50506)、山野(119) (Ⅱ-50507)、山野(120) (Ⅱ-50508)、山野(121) (Ⅱ-50509)、留馬場(I-983)、向山野 (I-984)、上五味(I-985)、岡本2(I-2165)、山野4(Ⅱ-4234)、山野5(Ⅱ-4241)、山野6 ( $\Pi$ -4242)、山野7( $\Pi$ -4244)、山野西( $\Pi$ -4259)、山野市川16( $\Pi$ -4276)、山野市川17( $\Pi$ -427 7) 、山野市川3 (Ⅱ-4278) 、山野市川4 (Ⅱ-4279) 、山野市川5 (Ⅱ-4280) 、山野市川15 (Ⅱ-428 5)、山野市川10(Ⅱ-4286)、山野市川11(Ⅱ-4287)、山野市川12(Ⅱ-4288)、山野(101)(Ⅱ-5 0217) 、山野(102) (Ⅱ-50480) 、山野(103) (Ⅱ-50481) 、山野(104) (Ⅱ-50482) 、山野(10 5) (Ⅱ-50483)、山野(106) (Ⅱ-50484)、山野(107) (Ⅱ-50485)、山野(108) (Ⅱ-50486)、 山野(109) (Ⅱ-50487)、山野(110) (Ⅱ-50488)、平川(I-999)、平川(I-1000)、下平川中 (Ⅰ-3970)、平川吉子1(Ⅱ-4149)、平川吉子2(Ⅱ-4150)、平川11(Ⅱ-4151)、平川2(Ⅲ-415 2)、平川中平川(Ⅱ-4153)、平川3(Ⅱ-4154)、後垣内西垣内・下平川中(Ⅱ-4163)、平川6(Ⅱ-4165) 、平川8(Ⅱ-4174)、平川9(Ⅱ-4176)、早藤1(Ⅱ-4182)、平川1(Ⅱ-4268)、平川10(Ⅱ-4293) 、平川(101)(I-50228)、平川(102)(I-50229)、平川(103)(I-50230)、平川(10 4) (I-50231)、平川(105) (II-50256)、平川(106) (II-50527)、平川(107) (II-50528)、 平川 (108) (〒-50529)、平川 (109) (〒-50530)、平川 (110) (〒-50531)、平川 (111) (T-50532) 、平川(112) (Ⅱ-50533) 、平川(113) (Ⅱ-50534) 、平川(114) (Ⅱ-50535)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称 江川右支渓(5-384-1-028)、山野西(I-2166)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」 という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 区域として指定する。 令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

安久川右支流(6-404-1-010)、三宝寺2(6-404-1-012)、下田熊(6-404-1-027)、野田5(6-404-2-001-1)、野田5(6-404-2-001-2)、野田2(6-404-2-002-1)、野田2(6-404-2-002-2)、野田2(6 -404-2-002-3) 、岩田1(6-404-2-025)、岩田2(6-404-2-026)、岩田3(6-404-2-027-2)、富田川 右支渓7(6-404-2-042)、田熊川左支渓6(6-404-2-064)、上田熊2(6-404-2-065)、下田熊3(6-40 4-2-069) 、下田熊2 (6-404-2-070) 、野田3 (6-404-3-001) 、野田4 (6-404-3-002) 、岩田7 (6-404 -3-011-1) 、岩田7(6-404-3-011-2)、岩田7(6-404-3-011-3)、岩田8(6-404-3-012)、岩田10(6 -404-3-014) 、岩田11 (6-404-3-015) 、方鹿2 (6-404-3-016) 、上岩田・上岩田 (2) (I-1474) 、 大坊・上殿 (I-1476)、上田熊 (I-1478)、立平 (2) (I-1481)、立平 (1) (I-1482)、上岩 田(2) (I-2325)、岩田1(I-4427)、岩田5(I-4428)、王子谷(I-4429)、岩田上田熊3(I-4431)、下田熊 (I-4432)、岩田方鹿1 (II-6435)、岩田方鹿2 (II-6436)、岩田方鹿3 (II-6437)、 岩田方鹿4(Ⅱ-6438)、岩田方鹿5(Ⅱ-6439)、岩田方鹿6(Ⅱ-6440)、岩田大坊1(Ⅱ-6441)、岩 田4 (Ⅱ-6442) 、上岩田 (2) (Ⅱ-6443) 、上岩田 (2) (Ⅱ-6444) 、岩田上田熊10 (Ⅱ-6452) 、上 田熊(Ⅱ-6453)、岩田上田熊11(Ⅱ-6454)、岩田上田熊13(Ⅱ-6456)、岩田上田熊6(Ⅱ-6459)、 岩田上田熊5 (Ⅱ-6460) 、岩田上田熊2 (Ⅱ-6461) 、岩田上田熊1 (Ⅱ-6462) 、岩田上田熊4 (Ⅱ-646 3)、岩田下田熊(Ⅱ-6464)、岩田下田熊4(Ⅱ-6465)、岩田下田熊3(Ⅱ-6466)、岩田下田熊2(Ⅱ -6467) 、岩田下田熊1 (Ⅱ-6468) 、岩田方鹿 (Ⅲ-3649) 、岩田深見 (Ⅲ-3650) 、岩田王子谷1 (Ⅲ-3652) 、岩田立平1 (Ⅲ-3663) 、岩田(Ⅲ-3664) 、岩田上田熊14 (Ⅲ-3671) 、岩田上田熊17 (Ⅲ-36 72) 、岩田023 (Ⅱ-60828) 、岩田024 (Ⅱ-60829) 、岩田025 (Ⅱ-60830) 、岩田026 (Ⅱ-60831) 、 岩田028 (Ⅱ-60833) 、岩田029 (Ⅱ-60834) 、岩田030 (Ⅱ-60835) 、岩田031 (Ⅱ-60836) 、岩田032 (Ⅱ-60837)、岩田033(Ⅱ-60838)、岩田034(Ⅱ-60839)、岩田035(Ⅱ-60840)、岩田036(Ⅱ-60 841)、岩田037 (Ⅱ-60842)、岩田038 (Ⅱ-60843)、野田(3) (Ⅰ-1480)、岩崎(Ⅰ-1510)、野 田(2) (I-1513)、岩崎1(II-6522)、岩崎2(II-6523)、不動(3)(II-6524)、岩崎野田6(II -6525) 、岩崎野田5 (Ⅱ-6526) 、岩崎野田4 (Ⅱ-6527) 、岩崎野田3 (Ⅱ-6528) 、野田(1) (Ⅱ-65 29) 、岩崎野田1 (Ⅱ-6530) 、岩崎野田2 (Ⅱ-6531) 、不動(3) (Ⅱ-6623) 、岩崎野田11 (Ⅲ-371 7) 、岩崎野田7(Ⅲ-3721)、岩崎001(Ⅱ-60658)、岩崎002(Ⅱ-60659)、岩崎003(Ⅱ-60660)、 岩崎004(Ⅱ-60661)、岩崎005(Ⅲ-60662)、岩崎006(Ⅱ-60663)、南紀の台001(Ⅱ-60722)、南 紀の台002(II-60723)、南紀の台003(I-60724)、南紀の台004(II-60725)、岩田001(I-6066 5)、岩田002 (Ⅱ-60666)、岩田003 (Ⅰ-60667)、岩田004 (Ⅱ-60668)、岩田005 (Ⅱ-60669)、岩 田006 (I-60670)、岩田007 (II-60671)、岩田008 (II-60672)、岩田009 (I-60673)、岩田010 (Ⅱ-60674)、岩田011(Ⅱ-60675)、岩田012(Ⅱ-60676)、岩田013(Ⅱ-60677)、岩田015(Ⅱ-60 679) 、岩田016(Ⅱ-60680)、岩田017(Ⅱ-60681)、岩田018(Ⅱ-60682)、岩田019(Ⅱ-60683)、 岩田020 (I-60684) 、岩田021 (I-60685) 、岩田022 (I-60686) 、南紀の台005 (I-60751) 、南 紀の台008 (Ⅱ-60754)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域の名称

岩田4(6-404-1-013)、野田1(6-404-2-003)、馬川左支渓4(6-404-2-024)、岩田3(6-404-2-02 7-1)、方鹿(6-404-2-028)、上田熊4(6-404-2-061)、上田熊1(6-404-2-063)、上田熊3(6-404-2-066)、下田熊1(6-404-2-068)、富田川左支渓7(6-404-2-071)、岩崎1(6-404-3-003)、岩田02 7( $\Pi$ -60832)、岩崎007( $\Pi$ -60664)

(3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

佐本川右支渓(7-406-1-050)、佐本川右支渓(7-406-1-051)、佐本川右支渓(7-406-2-068)、古 座川左支渓(7-406-1-052)、香炉谷(7-406-1-053)、佐本川右支渓(7-406-2-072)、八重釜谷(7-406-2-073) 、佐本川左支渓(7-406-2-074)、上地谷(7-406-2-061)、三尾川左支渓(7-406-2-06 2) 、比曾原川左支溪(7-406-2-063)、比曾原川左支溪(7-406-2-064)、比曾原川左支溪1(7-406-2 -905) 、比曽原川左支渓2(7-406-2-906)、比曽原川左支渓3(7-406-2-907)、比曽原川左支渓4(7-406-2-908) 、比曽原川右支渓1 (7-406-2-909) 、栗垣内川右支渓 (7-406-1-055) 、オカダノ谷 (7-4 06-2-078) 、栗垣内川右支渓1 (7-406-2-910) 、平野谷 (7-406-1-056) 、木行地谷 (7-406-1-049) 、 根倉谷(7-406-1-057)、佐本川左支渓(7-406-1-058)、佐本川左支渓(7-406-2-066)、佐本川左支 溪(7-406-1-059)、佐本川左支渓(7-406-2-913)、西野谷川左支(7-406-2-093)、佐本川左支渓 (7-406-2-914) 、江住1 (7-406-1-039) 、面谷 (7-406-2-079) 、ワラビ谷 (7-406-2-080) 、佐本川 左支溪(7-406-2-081)、佐本川左支溪(7-406-2-082)、佐本川左支溪(7-406-2-083)、佐本川左支 渓(7-406-2-084)、ナカジダワラ下谷(7-406-2-085)、ナカジダワラ上谷(7-406-2-086)、中野川 右支(7-406-2-087)、中野川左支(7-406-2-088)、中野川左支(7-406-2-090)、中野川左支渓(7-406-2-092) 、佐本川右支渓(7-406-2-069) 、佐本川右支渓(7-406-2-070-1) 、佐本川右支渓(7-40 6-2-070-2) 、佐本川右支渓(7-406-2-071) 、小平谷(7-406-2-076) 、佐本川左支渓(7-406-2-07 7)、佐本中(1)(I-4504)、佐本中(2)(I-4505)、佐本追川(206)(II-7052)、佐本中(20

- 1) (Ⅱ-7053)、佐本中(202) (Ⅱ-7054)、佐本中(301) (Ⅲ-4027)、佐本中(302) (Ⅲ-402 8)、佐本中(303) (Ⅲ-4029)、佐本中(101) (Ⅱ-70238)、佐本中(102) (I-70239)、佐本中 (103) (Ⅱ-70240)、佐本中(104) (Ⅱ-70241)、佐本中(105) (Ⅰ-70242)、佐本中(106) (Ⅰ-70243)、佐本中(107)(Ⅱ-70244)、佐本中(108)(Ⅱ-70245)、佐本中(109)(Ⅱ-7024 6) 、防己(I-1698) 、防己(II-7074) 、防己(203) (II-7075) 、防己(204) (II-7076) 、防己 (205) (Ⅱ-7077) 、防己 (206) (Ⅱ-7078) 、防己 (207) (Ⅱ-7079) 、防己 (208) (Ⅱ-7080) 、 防己 (209) (Ⅱ-7081)、防己 (210) (Ⅱ-7100)、防己 (201) (Ⅱ-7154)、防己 (211) (Ⅱ-720 0)、防己(305)(Ⅲ-4080)、防己(306)(Ⅲ-4081)、防己(101)(Ⅱ-70247)、防己(102) (Ⅱ-70248) 、防己 (103) (Ⅱ-70249) 、大鎌 (201) (Ⅱ-7113) 、大鎌 (202) (Ⅱ-7114) 、大鎌 (204) (Ⅱ-7116) 、大鎌 (205) (Ⅱ-7117) 、大鎌 (206) (Ⅱ-7118) 、大鎌 (207) (Ⅱ-7119) 、 大鎌 (209) (Ⅱ-7121) 、大鎌 (210) (Ⅱ-7122) 、大鎌 (211) (Ⅱ-7123) 、大鎌 (212) (Ⅱ-719 3) 、大鎌(308) (Ⅲ-4104) 、大鎌(309) (Ⅲ-4105) 、大鎌(313) (Ⅲ-4110) 、大鎌(314) (Ⅲ-4111) 、大鎌(101) (Ⅱ-70250) 、大鎌(102) (Ⅱ-70251) 、大鎌(103) (Ⅱ-70252) 、大 鎌(104) (Ⅱ-70253)、大鎌(105) (Ⅱ-70254)、大鎌(106) (Ⅱ-70255)、佐本東栗垣内(20 4) (Ⅱ-7042)、佐本西栗垣内(305)(Ⅲ-4025)、佐本西栗垣内(101)(Ⅱ-70256)、佐本平野 (201) (Ⅱ-7055) 、佐本根倉 (201) (Ⅱ-7056) 、佐本根倉 (202) (Ⅱ-7057) 、佐本根倉 (203) (Ⅱ-7058)、佐本根倉(204)(Ⅱ-7059)、佐本根倉(301)(Ⅲ-4030)、佐本根倉(101)(Ⅱ-70 355) 、佐本根倉(102) (Ⅱ-70356) 、佐本根倉(103) (Ⅱ-70357) 、佐本根倉(104) (Ⅱ-7035 8) 、佐本根倉(105)(Ⅱ-70359)、佐本深谷(202)(Ⅱ-7061)、佐本深谷(203)(Ⅱ-7062)、 佐本深谷(101)(Ⅱ-70360)、佐本深谷(102)(Ⅱ-70361)、佐本西野川(201)(Ⅱ-7021)、佐 本西野川(202) (Ⅱ-7022)、佐本西野川(203) (Ⅱ-7023)、佐本西野川(204) (Ⅱ-7024)、佐 本西野川(205)(Ⅱ-7194)、佐本西野川(101)(I-70362)、佐本平野(101)(Ⅱ-70363)、周 参見(3)・平松・平松(2)(I-1653)、江須ノ川(I-1686)、神田・江須之川砂取(I-1688)、 江須之川東地 (Ⅰ-1689) 、見老津 (316) (Ⅲ-4160) 、見老津 (320) (Ⅲ-4164) 、江住 (101) (Ⅱ-70392) 、江住(102) (Ⅱ-70393) 、江住(103) (Ⅱ-70394) 、佐本中野(201) (Ⅱ-7009) 、 佐本中野(202)(Ⅱ-7010)、佐本中野(203)(Ⅱ-7011)、佐本中野(204)(Ⅱ-7012)、佐本中 野(205)(Ⅱ-7013)、佐本中野(207)(Ⅱ-7015)、佐本中野(208)(Ⅱ-7016)、佐本中野(20 9) (Ⅱ-7017)、佐本中野(210) (Ⅱ-7018)、佐本中野(211) (Ⅱ-7019)、佐本中野(212) (Ⅱ -7020) 、佐本中野(101) (Ⅱ-70395) 、佐本中野(102) (Ⅱ-70396) 、佐本中野(103) (Ⅱ-7039 7)、佐本中野(104)(Ⅱ-70398)、佐本中野(105)(Ⅱ-70399)、佐本東栗垣内(201)(Ⅱ-703 9)、佐本東栗垣内(202)(Ⅱ-7040)、佐本東栗垣内(203)(Ⅱ-7041)、栗垣内(Ⅱ-7043)、栗 垣内(Ⅱ-7044)、栗垣内(Ⅱ-7045)、栗垣内(Ⅱ-7102)、佐本東栗垣内(101)(Ⅱ-70400)、佐 本東栗垣内(102)(II-70401)、佐本東栗垣内(103)(II-70402)、佐本追川(1)(I-4503)、 佐本追川(101)(I-70383)、佐本追川(102)(II-70384)、佐本追川(103)(II-70385)、佐本 追川(104) (Ⅱ-70386)、佐本追川(105) (Ⅱ-70387)、大谷(101) (Ⅱ-70388)、大谷(102) (Ⅱ-70389)、大谷(103)(Ⅱ-70390)、小附(101)(Ⅱ-70391)、佐本追川(201)(Ⅱ-7047)、 佐本追川(202) (Ⅱ-7048)、佐本追川(203) (Ⅱ-7049)、佐本追川(204) (Ⅱ-7050)、佐本追 川 (205) (Ⅱ-7051) 、大谷 (202) (Ⅱ-7083) 、大谷 (203) (Ⅱ-7084) 、大谷 (204) (Ⅱ-720 1) 、大谷(301) (Ⅲ-4085) 、大谷(302) (Ⅲ-4086) 、大谷(303) (Ⅲ-4087) 、大谷(305) (Ⅲ-4089) 、大谷 (307) (Ⅲ-4091)
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

# 和歌山県報 第 15 号

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (2) 土砂災害警戒区域の名称佐本川右支渓(7-406-2-067)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第7号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、 次のとおり遊泳区域を指定する。

令和元年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所 在 地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水 浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳 区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月1日から 同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海 浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会 の遊泳区域の標識により区画表示された区域 内	令和元年7月13日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津 良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会 の遊泳区域の標識により区画表示された区域 内	同 上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「す さみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員 会の遊泳区域の標識により区画表示された区 域内	令和元年7月1日から 同年8月31日まで
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水 浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳 区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片 男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員 会の遊泳区域の標識により区画表示された区 域内	同上

# 和歌山県報 第 15 号

令和元年6月25日(火曜日)

和歌山県浜の宮ビーチ 海水浴場		和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内		上	
--------------------	--	------------------------------------------------------------------	--	---	--

#### 和歌山県公安委員会告示第8号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、 次のとおり遊泳区域を指定する。

令和元年6月25日

# 和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所 在 地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯 海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の 遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月6日から 同年8月31日まで
田辺扇ケ浜海水浴場	田辺市扇ケ浜	田辺市扇ケ浜地先の海域で、「田辺扇ケ浜海 水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊 泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月1日から 同年8月31日まで
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の 遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の 海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和 歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区 画表示された区域内	· ·